

『都市社会研究』

本誌は、せたがや自治政策研究所学術機関誌「都市社会研究」発行要綱（平成27年1月21日26世政調第237号）に基づく学術機関誌であり、原則として年1回発行し、区と区民の協働の推進及び区民主体のまちづくりの一層の発展を目指すため、学術論文等を通じて様々な研究者との研究交流を図り、政策形成の基盤づくりの推進を図ることを目的として発行しています。

『都市社会研究』の掲載原稿は、投稿原稿（論文、研究ノート及び活動報告）、依頼原稿（特集論文）から構成されています。

論文は、都市社会の構築に関連する研究の発表にあてるものとし、研究分野は、社会学、行政学、財政学、その他社会福祉・環境・教育・都市計画等の都市政策研究及び自治体の政策に関するものとします。

研究ノートは、研究上の問題提起のほか、自治体の政策に関するものとします。

活動報告は、世田谷の地域活動に関わる発表にあてるものとします。

原稿の掲載については、別に定める編集委員会により決定します。

投稿規定（令和5年4月4日改正）

1. 本誌に投稿する論文、研究ノート、活動報告はいずれも未発表のものに限る。また他の紙誌への重複投稿はできない。投稿資格は特に問わない。
2. 投稿する論文及び研究ノートは、学術論文としての内容、体裁を備えていること。
3. 論文に掲載された者は、次号の論文および研究ノートへの投稿を不可とする。ただし、活動報告の投稿についてはこの限りではない。
4. 研究ノートに掲載された者は、次号の研究ノートへの応募はできない。ただし、論文、活動報告へ投稿することはこの限りではない。
5. 投稿点数については、原則として論文、研究ノート、活動報告のいずれか1点に限る。
6. 投稿を希望する者は、指定された期日までに、編集委員会あてに原稿1部と別紙（様式1）を送付すること。
7. 原稿は、執筆要領に従い作成すること。
8. 論文、研究ノートについては、編集委員会が指定した査読委員により審査を行う。
9. 掲載が決定した論文、研究ノート及び活動報告の著作権は、世田谷区に帰属し、原稿採否に関わらず返却しない。
10. 本誌は、区ホームページおよびJ-STAGE サービスを利用し、インターネット上で公開する。
11. 掲載者には、『都市社会研究』を呈送する。

執筆要領（令和6年4月11日改正）

投稿にあたって

本誌に投稿する論文は、学術論文として以下の内容、体裁を備えていること。

1. 客観的に解明できるような具体的なテーマ（問い）が、先行研究と関連させながら設定されていること。
2. 研究の目的及び方法が明示され、記述が論理的であり独創性が認められる内容であること。
3. 統計データや事例など事実を的確に説明・分析して、一定の結論が導き出されていること。

執筆要領（論文・研究ノート）

1. 原稿について
- (1) 原稿はすべて文書作成ソフトにより作成し、各ページに通し番号を明記すること。
- (2) 原稿の長さは、論文は20,000字以内、研究ノートは16,000字以内とすること。（図表、注、文献リストを含む）
- (3) 本文中には執筆者名及び肩書を記載しないこと。
- (4) 日本語表記とすること。
- (5) 原稿は横書きとすること。
- (6) 原稿はA4版の用紙を用い、40字×35行を1ページとすること。
- (7) 英数字は半角とすること。

- (8) 原稿は、表題、英文タイトル、本文、注、文献リストの順序で構成し、要約の必要はない。
- (9) 引用文献の記述の形式は、American Journal of Sociology に従い、本文中には[著者名、発表年、ページ]のみ記すこと。なお、引用した文献等は末尾に文献リストとしてまとめること。文献リストは、著者名（アルファベット順）、発表年、論文名、署名・雑誌名、巻号、所在ページの順で記載すること。和文文献については、書名・雑誌名を『』で、論文名を「」でくくこと。また、欧文文献の記述については、欧文書名・雑誌名をイタリック体（またはアンダーライン）で、欧文論文名をクォーテーション・マーク（"”）で表示すること。
2. 図表について
- (1) 図形及び図表は、原稿中に挿入箇所を指示すること。
- (2) 図表は版下として用いることのできるものに限る。本文とは別に印字して本文末にまとめ、本文中に挿入箇所とサイズ（図表は周囲の余白部分を含め、一辺あたりの文字数×行数とする。以下同じ。）を明示すること。
3. 注釈について
- (1) 注釈は、本文中に1) のように番号を入れ、文献リストの前にまとめること。
4. 提出について
- (1) 原稿は、投稿の種別、表題・英文タイトル、キーワード（日本語 5つまで）、要旨（400字以内）、執筆者名（日本語及びローマ字）、所属、連絡先を明記した別紙（様式1）を添付し提出すること。
- (2) 査読終了後、編集委員会が掲載を決定した場合は、電子データ（マイクロソフト社 ワード互換性ソフトによる）を提出すること。校正については、発行人による責任校正を1回行い、誤字脱字のみ訂正する。

執筆要領（活動報告）

1. 原稿について
- (1) 原稿はすべて文書作成ソフトにより作成し、各ページに通し番号を明記すること。
- (2) 原稿の長さは6,000字～12,000字程度とすること。（図表、注、文献リストを含む）
- (3) 本文中には執筆者名及び肩書を記載しないこと。
- (4) 日本語表記とすること。
- (5) 原稿は横書きとすること。
- (6) 原稿はA4版の用紙を用い、40字×35行を1ページとすること。
- (7) 英数字は半角とすること。
- (8) 原稿は、表題、英文タイトル、本文、注、文献リストの順序で構成し、要約の必要はない。
- (9) 引用文献の記述の形式は、American Journal of Sociology に従い、本文中には[著者名、発表年、ページ]のみ記すこと。なお、引用した文献等は末尾に文献リストとしてまとめること。文献リストは、著者名（アルファベット順）、発表年、論文名、署名・雑誌名、巻号、所在ページの順で記載すること。和文文献については、書名・雑誌名を『』で、論文名を「」でくくこと。また、欧文文献の記述については、欧文書名・雑誌名をイタリック体（またはアンダーライン）で、欧文論文名をクォーテーション・マーク（"”）で表示すること。
2. 図表について
- (1) 図形及び図表は、原稿中に挿入箇所を指示すること。
- (2) 図表は版下として用いることのできるものに限る。本文とは別に印字して本文末にまとめ、本文中に挿入箇所とサイズ（図表は周囲の余白部分を含め、一辺あたりの文字数×行数とする。以下同じ。）を明示すること。
3. 注釈について
- (1) 注釈は本文中に1) のように番号を入れ、文献リストの前にまとめること。
4. 提出について
- (1) 原稿は、投稿の種別、表題、執筆者名（所属）、連絡先を明記した別紙（様式1）を添付し提出すること。
- (2) 編集委員会が掲載を決定した場合は、電子データ（マイクロソフト社 ワード互換性ソフトによる）を提出すること。校正については、発行人による責任校正を1回行い、誤字脱字のみ訂正する。